まれ 第	2号	(第1	冬の4	. 関係)	

児童手当・特例給付 認定請求書

定者	副課長	グループリーダー	担	当	受付簿	住基照合	入力	認定通知	却下通知

(請求先)志木市長

下記の事項に同意の上、児童手当の認定請求を行います。

0 11 11 14 Vala	The Darket and Dark the Co. D.	La 2 % at Anto-Anto-La 2 3 fort 1 and 12 & 12 to	
(1) 九里十 ヨツブマ 桁 貝 竹ツブ日 無寺に フィ・し	DHALA HUBARIA	ロかる選手 入ば過入併りを用り	て必要な税情報等を確認することに同意します。

2		番号で確認できない場合		系書類の提出を行いま		VIII V C/1	1,23		1, C #pape	.,	, ,,,	2.00,70		平成 •	F月日 •	*	受付確認年月	日
	① (ふりがな) 氏名	test			(F)	②性別	男・ 5	③生年 月日	昭和•			④職業	ア. 被用者 イ. 公務員 ウ. 被用者等		•	_		
請		〒 -						7414	平成				勤務先()	<u> </u>		
求者	⑥ 住所	電話()	携帯電話	()		⑦個人 番号						⑤ 配偶者 有 の有無	• 無			
13	1月1日時点	(上欄と異なる場合に必っ	ず記入して	てください)		⑧支払希	S. 7-11	名	称	銀行	支店コー			口座番	:号	口座名	名義(カタカ	1 ナ)
	の住所	※1~5月分(4月異動まで)は前	7年の1月1	日、6~12月分は本年の1	月1日	金融機				金庫 信組 農協 漁協	(35%	夕)	支店			※請求者	本人の名義に	限ります
配	⑨ (ふりがな)氏名						生年月日 S・H	•		•]	①住所 (⑥と異な る場合)						
配偶者等	⑩職業	ア・被用者 イ・公務員 ウ・被用者等でない者 () ※			①個 番 ※別原 場合必	号 号の						1月1日 時点 の 住所		なる場合に必ず記』 月異動までは前年の	い) - 2月分は本年の1月1日			
13 児童		氏名	続柄	生年月日	同居・別居 の別	海外留等 ている場 出国4	学をし 場合の 年月		住所	ŕ		監護の 有無	生計 関係	※児童との関係で、 該当する場合に○印	※3歳未満	※3歳~小学生	※中学生	※算定児童
18	(ふりがな)			平成 • •	同 • 別	平成	年 月					有・無	同一 • 維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母				
歳以下の子ども	(ふりがな)		•	平成 • •	同•别	平成	年 月					有・無	同一 • 維持	・未成年後見人・父母指定者・同居父母				
子どもよ	(ふりがな)			平成 • •	同•别	平成	年 月					有・無	同一 • 維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母				
すべて)	(ふりがな)			平成 • •	同・別	平成	年 月					有・無	同一 • 維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母				
ア. 厚生年金保険 イ. 国民年金 り 譲 渡 所 得 の 有 無 有 ・ 無 認定・却下年月日 支給開始年月 区分											· ·	当月額						
		ゆ加入している				(原扶養親族等及び児童の数 人) うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数			平成・・ 平成 年 月			3歲未満分 円 児童手当 3歳以上小学校修了前分		円 学校修了前分				
	公的年金制度の種別 () 私立学校教職員共済 () 国家公務員共済 () 地方公務員等共済				で				控除後の所得額 所得制限限度額 □ 円 円			特例給付 中学生分 計 円						
· · · · ·	平 成 所 得 の 合	年 分 雑 損	控	除額門	医 療 費	控除	額円	小規模	企 業 控	共 済除 都	等同	障害者		類 第 婦 · 生	穿 夫 · 控 降	勤 労 児 徐 額 第 :	童 手 当 沿 条第 1 項	に 施行令 による控除 80,000円
青考:	:			·¹							- 1							- ' '

注意

- 1 ①の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 2 ⑥の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を上欄に記入してください。 また、請求者が個人であり、本年(1月から5月までの月分については、前年をいいます。)1月1日に他の市町村(特別区を含みます。以下同様です。)に住所を有 していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- 3 ⑦の欄は、請求者が個人である場合のみ12桁の個人番号を記入してください。
- 4 ②、③、④、⑤、⑭、⑤及び⑪の欄は、請求者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 5 ⑨、⑩、⑪及び⑫の欄は、2人以上で児童を養育(監護し、かつ、生計を同じくするかまたは生計を維持することをいいます。以下同様です。)している場合に記入し てください。「配偶者等」とは、児童を養育をする配偶者、未成年後見人等をいいます。なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と 事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
- ⑪の欄は、配偶者等が他の市町村に住所を有する場合に住民票上の住所を上欄に記入してください。また、配偶者等が本年(1月から5月までの月分については、 前年をいいます。) 1月1日に上欄と異なる市町村に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- 6 ⑬の欄は、請求者が養育をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 7 児童が海外に留学している場合は、⑬の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか(出国した年月)を記入してください。
- 8 ⑬の「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
- アー「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んで ください。
- イ 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 9 ⑭の欄は、請求者の請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。
- ア 加入している公的年金制度について、「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「ウ」を○で囲んだ場合は、()内にその年金の 名称を記入してください。
- イ 「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者(これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限ります。)であるときは、当該欄 の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
- 10 ⑩の欄は、市町村民税又は特別区民税における控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を、また [] 内には、このうち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数を 記入してください。
 - なお、請求者の親族ではないが、前年の12月31日に請求者が生計を維持した児童があった場合は、その数を加えた数を記入してください。 いずれもない場合は、「なし」と記入してください。
- 11 ①の欄は、請求者の前年(1月から5月までの月分については、前々年をいいます。)の所得についての市町村民税又は特別区民税の総所得金額、退職所得金額、 山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額、短期譲渡所得金額及び先物取引に係る雑所得等の金額の合計額から8万円を控除した額を記入し て下さい。
- なお、市町村民税又は特別区民税で雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、障害者控除、寡婦(寡夫)控除又は勤労学生控除を受けた場合は、それぞ れの額を更に控除した額を記入して下さい。
- 12 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含みます。)によって 市町村長(特別区の区長を含みます。以下同様です。)が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
- ア 児童が他の市町村に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世 帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
- 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを 目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類 ウ 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
- エ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
- オ 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
- カ 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類(請求者が未成年後見人 文は交母指定者である場合を除く。) 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
- ク 請求者が本年(1月から5月までの月分については、前年をいいます。)1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、請求者の前年(1月から5月までの 月分については、前々年をいいます。)の所得の額と、その所得に係る市町村民税又は特別区民税における控除対象配偶者及び扶養親族の有無と数についての市町 村長の証明書
- ケ 「10」の後段に該当する児童があった場合は、その事実を明らかにすることができる書類

備考

- 1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
- 2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。